

## 令和5年度第2回千葉市こども基本条例検討委員会総則検討部会 議事録

1 日 時：令和5年11月2日（木）17時30分～19時00分

2 会 場：千葉市役所 高層棟3階 XL会議室301

3 出席者：

(1) 委員

岸委員（部会長）、松島委員（副部会長）、沖委員、児玉委員【委員4名中4名出席】

(2) オブザーバー

宮本委員長

(3) 事務局

【こども未来部こども企画課】 宮葉課長

【教育委員会事務局学校教育部教育指導課】 八斗課長

【教育委員会事務局学校教育部教育支援課】 保田課長

4 議題等：

(1) 議題

総則の検討について

(2) その他

今後のスケジュールについて

5 議事の概要：

(1) 議題の内容について、事務局より説明があり、意見交換が行われた。

(2) 今後のスケジュールについて報告があり、了承された。

6 会議の経過：

○佐久間補佐 予定の時刻となりましたので、ただいまから令和5年度第2回千葉市こども基本条例検討委員会総則検討部会を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、こども企画課課長補佐の佐久間でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日の会議ですが、千葉市情報公開条例第25条の規定に基づき、公開させていただいております。

また、議事録を市のホームページで公開することから、会議内容を録音させていただいておりますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

次に、傍聴に当たっての注意事項を申し上げます。入室の際に配付しました傍聴要領の記載事項に違反したときは退席していただく場合がございますので御注意願います。

続きまして、お配りしております資料の確認をさせていただきます。本日、机上に座席表を配

付してございます。次第、委員名簿、会議資料につきましては、事前に送付しておりますものを御使用ください。過不足等はございませんでしょうか。

また、本日はオブザーバーとして宮本委員長に御出席をいただいております。どうぞよろしくお願いたします。

委員の皆様におかれましては、御意見、御質問の際には挙手していただき、指名されましたら御発言くださいますようお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、宮葉こども企画課長より御挨拶を申し上げます。

○宮葉課長 こども企画課長の宮葉と申します。よろしくお願いたします。

千葉市こども基本条例検討委員会総則検討部会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては平素より本市のこども施策をはじめといたしまして、市政各般にわたり御理解、御協力をいただきまして誠にありがとうございます。

本日はお忙しいところ、また、遅い時間にもかかわらず、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、8月に開催いたしました前回に引き続きまして総則検討部会の2回目の会議となります。前回と同様、本日も委員の皆様それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただきますようお願いいたします。それでは、よろしくお願いたします。

○佐久間補佐 それでは、ここからは部会長に議事進行をお願いしたいと思います。岸部会長、どうぞよろしくお願いたします。

○岸部会長 恐れいります。では、どうぞよろしくお願いたします。

それではまず、部会の設置目的である（仮称）千葉市こども基本条例に係る総則の検討について、事務局より最初に説明をいただいて、それから議論に入りたいと思います。

○宮葉課長 こども企画課でございます。それでは、資料をこちらのほうで御用意させていただいております千葉市こども基本条例検討委員会総則検討部会意見（案）というものをお願いたします。失礼して座って説明させていただきます。

こちらの意見（案）ですが、前回の総則検討部会の御意見等を踏まえまして事務局のほうで整理させていただいた資料となります。これは議論の基となった条例の骨子案の項目ごとに御意見をいただいたものを事務局として整理したものでございますが、最終的に来年1月の条例検討委員会の中で、各部会のほうからこういった議論の検討を行って意見にまとめましたというような報告をしていただく予定でございます。

その資料という形で御覧いただければと思うのですが、例えば1番の前文のところでは2つポツがありまして、整理した文言がありますけれども、基本的にこれが部会の意見という形で整理させていただいて、整理するまでに至った根拠といえますか、それがその下の枠組みの中にある部会での意見でございます。これは委員の皆様方の御発言をピックアップしたものでございまして、こういう意見に基づきまして、その四角の上の部分、多少表現等を事務局のほうで整理させていただいたというものでございます。

まず前文のほうから御説明させていただきますが、整理した内容といたしましては2つございまして、前文では法律に則した記載が必要となることから表現が制限されるため、前文は市民等

の理解が深まることを第一に考え文章を作成すること。こどもに関する表現について、「かけがえのない存在」等表現を工夫し、「価値」という言い回しは避けることという形で整理してございますので、これにつきましてまた今回の中で、この表現はどうか、あるいは付け足すことはないのかということをお議論いただければと思っております。

2つ目の目的でございます。「未来を担う」という表現を削除すること。こどもの権利の保障以外の目的を明確にすること。

続きまして、2ページ目をお願いいたします。3番の定義でございます。まず、(1) こどもですけれども、どの年代の方までを対象とするかという議論を踏まえた上で、「心身の発達の過程にある者」の表現を基礎として定義すること。千葉市民に限るか、千葉市に関わりのあるこどもも含めるかなど、対象を明らかにすること。(2) として、こども以外の定義ですけれども、まず、相模原市の定義を参考に、幅を持たせた表現にすることということで、参考として、相模原市子ども権利条例の文言をそちらに記載しております。2つ目が、養育について定義すること。

続きまして、3ページの4番、基本理念でございます。「家庭や子育てに夢を持ち・・・」という表現を避けること。「養育は家庭が基本」という趣旨は規定すること。全てのこども・若者に寄り添う姿勢を示すこと。

5番として、責務等。まず、市の責務として、市の熱意や姿勢を明らかにすること。地域の力が弱まっている現状を踏まえ、社会全体でこどもを支援する機運を醸成することについて市の責務として明確にすることという形で一応整理してございますが、骨子案の中で、前回ちょっと議論に至らなかった部分が1つございまして、今お手元に骨子案はございますか。こちらの4ページになります。下のほうの周知啓発というところで、事務局で作成した骨子案の中では、広く市民の理解を深めるための周知啓発ですとか記念日等の制定、こういったものを盛り込んでおりますので、こちらにつきましても本日は御議論、御意見をいただければと思っております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○岸部会長 ありがとうございます。ただいまの説明を参考にして、今後、委員間での意見交換に入りたいと思います。そして部会としての意見をまとめていきたいと思っております。周知啓発について前回やってなかったという御指摘を受けました。それも含めた形で、どなたからでも構いませんので、御意見をいただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

宮本委員長、前回いらっしゃらなかったんですけども、今までの我々の議論について何かあれば……。

○宮本委員長 今日、意見(案)を拝見して、もうポイントは書かれていますけれども、対象で2つの課題が出ていて、1つは年齢の問題、それからもう1つは事業をする地域の問題ということで、2つとも重要だと思うんですけど、年齢に関してはもう既に「心身の発達の過程にある者」ということでこども家庭庁が非常に明確に打ち出していて、年齢は定めないということになっているのが第1点と、それから、こどもに関わる法律については、今もこども家庭庁で議論している大綱等の議論を見ていると、未成年に関してはいいんですけど、未成年より上の年齢に関しては、子ども・若者育成支援推進法が一番広くカバーしているんですね。その子ども・若者の育成に関する基本法をしっかり踏まえて、この未成年以降のところの権利というのは何かということを決める必要があると思うんですけど、これは実は国連の子どもの権利条約に関して言うと、

条文を見ると全部子どもなんですよね。子どもの権利とは何かということでその条約に書かれていることが常にいろいろなところで現在まで使われるわけですけども、こども基本法ができた段階で、それを超えなければいけない。ところが、こども基本法の法律の中身を見ると、じゃあ、成長過程にあるこども・若者と行った場合の若者の部分の権利とか保障とは何かということがきちんと言葉になっていないんですよね。そこのところを定めないと、千葉市としては条例の中で18歳を超えた人たちをどうやって保障するのかということが明確にならないという状態にあると思います。1つ、そんなところですよ。

○岸部会長 ありがとうございます。今の御意見について何か部会のメンバーの中でレスポンスがありますでしょうか。

そのとおりですけども、じゃあ具体的にどういうふうな形で盛り込んでいくかということになると思いますね。それは定義のところまでどこまで盛り込むかということと、それ以降の各論のところでは別の部会が取り組んでいる部分に関わってくるかもしれません。ただ定義の部分では、我々、こども・若者、若者の部分をどういうふうに定義し方向づけていくかということになってくると思いますね。

○宮本委員長 ついでに。ちょっと言葉とかまだ検討なしの段階ですけど、18歳以降というか、あるいは考え方によっては15歳くらいで、思春期から成人に達するまでの結構長い期間というのがあって、かつてはその期間というのは大半は働いていたし、結婚してこどもを持つ時期だったものが、今その時期がなくなっていて、それに伴って新しいいろいろな問題や現象が出てきている。その時期というのは何かということですけど、1つは、多様なチャレンジの機会が与えられているとか、これはこどもだってチャレンジぐらいは与えられることですけど、それをやって自立に向かっていく年齢になると1つの太いレールを走る時代は終わったときに、多様なチャレンジというものがなくなるとこぼれる人がたくさん出てくるわけですね。それが今の問題だと思うんですけど、そんなことを何か1つ入れる必要があるのかなということ。

それから、これは青年期から成人期への移行期という言い方をするわけですけど、だから、成長の過程にある人というのは、成人期への移行の過程にある人ということと同じ意味になると思うんですけど、その移行のリスクという問題があるんですよ。今までみたいにレールに乗っていけばいつの間にか大人の世界に入れるという話ではないので、その移行のリスクを低減するようなクッションが環境の中に与えられているような種類のことが加わる必要があるんじゃないかと。最終的には誰でも安定した生活の基盤を築くことができること、これは大人になるプロセスの中で、生活基盤をある程度築くところで一応大人の世界に入っていくということで、それは人によって違うわけですよ。25歳で達成できる人もいれば30歳になってもできない人もいっぱいいるという状態で、だから年齢は問わずそれぞれの状況に合わせて生活基盤をつくることのできる条件をこの社会が用意すると、そんなような中身に関してはどういう言葉を使えば表現できて、未成年者ではない部分のところをカバーできるかというようなことになるのではないかなと思うんですけどもね。

○岸部会長 ありがとうございます。御意見を参考にさせていただきます。

○児玉委員 これは、年齢は区切るべきなのか、カバーする人を区切る必要があるのか、例えば私は医療関係者なので、小児科から成人になるところって年齢でばっさり区切らないと、それはお

金の問題が出てくるんですね。小児期発症の病気とか、年齢になったら治るわけではないので、いつになっても20代だって小児の病気が続くわけですね。だから、そういう何か事情があればどこかで区切らなければならないけど、この条例はそもそも対象をどこかで区切る、区切る以上こぼれる人が出てくるんですけど、その必要があるものなのかどうなのかなというのを感じるところで、誰でもというのを目標にするのであれば、そもそも年齢では区切れない。でも、その必要性はあるのかというのが、そもそも設置する目的というか、例えば発達過程になかなか届かない、例えば自閉の傾向があってすごくスローな方だとか、そういう方を全部カバーすべきなのか、これがないと困る人なのか、設置の目的にもよってくるかなと思うんですけど、こぼれる人はほかのもので何かカバーがされていればそんなに全部をカバーしなくてもいいし、どうなのだろうと僕は思ってしまいますね。

○宮本委員長 私はおブザーバーなものですから……。

○岸部会長 そのあたりが結局、国連が年齢を定めないという部分が……。

○宮本委員長 国連は定めているんです。日本の4月にスタートしたこども基本法は定めないという事です。

○児玉委員 やっぱり基本的にこういうものはこぼれる人のためにあるようなものだから、結局、全部拾うべきなのかなと思うと、やっぱり区切りづらいなと僕も思ったんですけど。

○松島委員 松島です。まさにこの過渡期の年齢に当たるのかなというところがあって、自分は今、大学4年生で22歳で教育学部なので、同級生は全員来年から学校の先生になる、収入があるというところに対して、自分は大学院に進学をしようと思っているのでまた学生なわけです。うちの大学には博士課程というものもあるので、27歳までが学生として学校に通っている、経済自立をしていないというところが、周りにいる環境の中で、さっきおっしゃられたどこで区切るのかというところは非常に難しいですし、ただ権利保障の部会にも自分は参加しているので、権利保障というところでは線を引いている。ただこどもというところの権利は曖昧なんだよ、だから、あふれている人たちにもこういう目が届かないといけないんだよという目線を伝えていけるような条例であるべきなのかなというふうには思いましたね。この年齢の区切りがなく守られるべきであるというところを伝える条例であるような定義というのはしたほうがよくて、ただ保障に関しては別の区切りでもいいのかなというふうに思いました。

○岸部会長 つまり、総則で目的としている部分と各論で定めるべき事柄の違いということになるんでしょうかね。

○宮本委員長 昨日、厚生労働省の地域若者サポートステーションの専門委員会というのがありました。地域若者サポートステーションは全国に177か所あって、千葉市にも1か所あって、対象となるのは、当初はニート状態、ひきこもりの状態の若者支援としてスタートしたんですね。年齢は最初は35歳まででした。昨日、全国から非常にいい活動をやっているサポートステーションの代表が3人来られて、意見交換をしました。サポートステーションには10代から、今——就職氷河期まで対象とするようになったので——40代までになっているんですね。非常に幅広くなったんですけど、若いほうは10代から、一番多いのが20代の後半という話で、20代の後半の若者はどういう形でつまづいているかと言うと、1つは病気、特にメンタルヘルス、それから発達障害、あとは非常に多様だという話で、ヤングケアラーみたいな、そういう状態の方も中にはいるとい

うことです。サポートステーションが始まってもう10年以上たっているんですけど、10年以上前に見られなかったくらい、若い人たちの悩みが就労支援で終わらないほど重いというんですよ。だんだん重くなっていくわけ。これをどうにかすることですけど、1つは、10代までの間に適切なサポートが得られなかったということで、それをどうするかということですね。これは手を加えなければ、40代、50代になっていわゆる8050問題に確実に行くんですよ。既に40代まで延長したものだから、そういう8050の人たちも来ているということで、サポートステーションだけでは対応できない状態なんですね。

もう一つは、特にそんなに問題はないんだけど、いろいろな形で乗り遅れてしまって、就職活動も何もどうもうまくいかないまま足踏みしていて、サポートステーションにでも来なかったらそのままひきこもり状態になってしまう人たち。だから、これは移行期をうまく乗り切るためのサポートが必要な人たちということになる。だから、2種類あると思うんですよ。単なる積み残しじゃなくて、この年齢特有の問題に関してやはり何らかの手当てが必要で、その時期を乗り切るとやっとなんとか自分で歩ける時期になるということですね。

これを年齢別に見ると、20年前の日本に戻るんですけど、全部積み残された人が残ってしまう。それをサポートするような体制がなくて、でも、これは法律的には子ども・若者育成支援推進法なんですよ。それは千葉市のこども未来局がやっているわけですよ。

○宮葉課長 子ども・若者支援の所管部署はあります。

○宮本委員長 法律としては非常に重要な網羅的なものなんですけれども、予算が少なく、とても苦勞をしているということです。でも、こども基本法は子ども・若者育成支援推進法をきちんと組み入れて実行するという事になっているんですよ。

だから、支援の方法は年齢によって当然違うんですけど、それはそれとして、支援、適切な方法は何かということは年齢ごとに考えるべきことですけど、やっぱり対象にしないとこぼれたままになるよと、そういうわけです。

○岸部会長 この前の児童福祉専門分科会での話を、会が始まる前に雑談的にしていて、先ほどのヤングケアラーという言葉がありました。しかし先ほどの話がなくても、このヤングケアラーとしての課題があるということはここで記録に残したらいいと思いますので、そのあたりを汲んでいただければと思います。

そうしますと、今の宮本委員長の話ですと、こども基本法が定められる以前の段階で、ある年代まで行ってニートの問題でもそういったことが指摘されていることが1つ、そして、こども基本法が制定されることによって、いわゆる移行期も含めて成人になる段階においてしっかりとしたサポートがなされることが必要だということが1つの問題。

もう一方で、以前の段階でも、あえて言えば40代でもそういった支援が必要になっている人がいるという現実をどう受け止めていくかということだと思いますね。そのあたりを定義の部分でどういうふうな形で定義づけられるかという課題が1つあるということだと思います。

今後のこととしての定義と今現状にある定義ということ、どういうふうにこの今回の条例の中に組み入れる必要があるのかどうかということ、このあたりも意見としてまとめられればと思いますね。

いかがでしょうか。そのほか、あるいは今のことでもう少し御意見があれば。沖委員、どう

ぞ。

○**沖委員** あくまでもこの部会は総則部会なので、大きなお皿が必要だということで、その定義、こどもというのは年齢を定めないというのはいいことだと思うんですね。先ほど松島委員がおっしゃっていたように、総則で大きく広げたものを各部会の中できめ細かくというやり方はすごくいいと思うので、定義、こどもというのは、成人期への移行をしている者、前文で言えば、こどもは成長過程にある1人の人間である、要するに自立をしていない人間、心身ともに自分で律することがまだできない、自分で経済的に立つことができない、そういうのをこどもだと私は思っているんですけど、例えば発達障害がある人は、身体障害がある人は、心が自立、自分で律することができても、活動的に経済的な自立が難しいかもしれない。でも、どちらかはできる可能性はある。それはいろんなサポートが必要だけれども、やっぱり40歳はこどもじゃないと思うんですよ。年齢的なことを言ってしまえば。

なので、これはあくまでもこども基本条例、こどもというのは何かのサポートが必要、要するに衣食住を自分で賄えない、心がまだ不安定で何か言われたら死んじやいたくなるとか、大人でもそういう人はいるかもしれないけど、安定感がない。総則としては大きく広げるけど、やっぱり心身ともに発達過程にある者、自分で律することができない、自分で経済的に立つことができない状態の人という枠が必要だと思うんですけど、ちょっとそれは別の部会で細かく記載する必要があるとは思いますが。

○**岸部会長** 生活支援とか、具体的な経済支援とか、そういうことというのは完全に別個になっていると思うんですよ。ですから、そこまで考えなくていいと思いますね。ただ年齢を定めないということの意味は、今受け止めたことだという確認でいいんじゃないでしょうか。具体的に40とか50とか出てきちゃうと、あれっという話になるものですから、そういう意味でこの「心身の発達の過程にある者」という表現で網羅するというのでいいんじゃないかなと思いますけどね。

○**宮本委員長** 私、40とかは言っていないからね。幾ら何でも40は言っていない。30はちょっとある。

○**岸部会長** そのあたりはそれぞれの感覚も出てくる。どうでしょうか。定義のところ、今、意見が出てまいりました。少しそのあたりは言いつばなしになってしまう部分もあるかもしれませんが、思春期以降の部分ですね、「心身の発達の過程にある者」という、既に出ている表現を基礎として定義づけていくということによろしいかなと思いますが、いかがでしょうか。

前回のところでは、市民に限るか、千葉市に関わりのあるこどもを含めるかというようなことも定義の中で出てまいりました。目黒区では、目黒区に住んだり、目黒区で学んだり遊んだり働いたりするという文言がある。それに対して、税金で賄えるものにどこまで対象に広げていいのかというような話がありましたけれども、政令市としての懐の広さを少し表すのかどうかということだと思いますね。

ちょっと余談的な話になりますけれども、この間、千葉市の幼稚園協会で幼稚園・こども園フェアを幕張のイオンモールで行ったら、結構、習志野とか船橋辺りの幼稚園の情報はいいのかと。千葉市でやっていると思って声をかけなかったんですが、そちらにもちょっと声をかけて、参加したい園は参加してもいいんじゃないかなんて話もあったんですね。そういう意味では、市境辺りのことを考えると、少しこの目黒区の表現というのは——目黒区は、最寄り駅は大田区なんで

すよね。商店街も大田区で、住んでいる人はほとんど大田区に税金を落としていたんじゃないかと思いますが、市境の辺りだとそういう部分がありますね。そういう意味ではこの少し広める表現というのはあってもいいのかなというようなところはあるかもしれません。少しそういうような広めの対象を考えて、その考えるときには市境辺りの子どもたちがやっぱり少し念頭にあるよというような広めの感覚を持っていてもいいのかなというのは、意見としては出たというようなことだと思いますね。

さて、どうでしょうか。この後ですけれども、今、特に定義のところについて話題が広がってまいりました。この勢いで行くとまた周知の部分が置き去りになってしまうといけないので、ちょっと周知のことに気持ちを持って行って、後でもう少し時間があればほかのところに御意見があれば戻りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

よろしいですか。ちょっと周知のところ、全然議論しないまま終わるわけにいかないと思いますので。これは骨子案のところを御覧いただいたほうがいいですね。意見（案）のほうにはありません。4ページの最後のところ、周知啓発の部分です。骨子案のほうでは、広く市民の理解を深めるための周知啓発、記念日等の制定というような考えが示されていますけれども、いかがでしょうか。こどもの権利やこども施策に関する市民の理解を深め、社会全体でこどもを支援するための周知啓発について規定しますと。こどもの権利に関する記念日や週間、月間を定めている自治体もあることから、記念日等の制定は、周知啓発の一つの手段として効果的と考えます。なお、こどもを対象とした周知啓発については、こどもの意見表明権と関連するものとして、別に定めますというようなことが示されていますが、これについて、総則の部分でどういうふうな形で触れていくかということについて皆さんの御意見を伺いたいと思います。松島委員、どうぞ。

○松島委員 松島です。今日、教育委員会の方が来ていらっしゃるということでお聞きしたいなというところで、千葉市だと「生命（いのち）の安全教育月間」というものが2022年ぐらいから始まったかと思います。実際、「生命（いのち）の安全教育月間」が位置づけられていると思うんですけど、これからこどもの基本条例というのができたときに、こどもにどれだけ知ってもらおうかというのは、こどもが守られ、守らせるということも大事かなというふうに思います。それを考える中で、実際、「生命（いのち）の安全教育月間」というのがどれほどの力を持っているものなのかということを考えてみると、どうしても形だけつくったよということでは終わってしまうんじゃないかというところをすごく危惧しています。というところで、「生命（いのち）の安全教育月間」というものがどういうふうに効果を示しているかというところが、何かこの安全教育月間を実施した上で、数値や、手ごたえが出ているようでしたら、お示しいただけるとうれしいなと思います。

○岸部会長 では、教育委員会、お願いします。

○八斗課長 教育指導課です。直接の所管ではないのですが、こどもに授業を行っている立場で話をいたしますと、今、委員がおっしゃったように、本市においてそういうような性暴力事案等があった、そういう反省から、やはり、しっかりといのちの安全、性暴力だけに限らずというような趣旨で、令和3年から始まりました。そして、4月が先ほど言ったように生命（いのち）の安全教育月間を各学校で推進をしているというところでございます。今、子どもの権利リーフレットを活用したり、あるいは、今具体的には、水着で隠れる部分というのを守る方法について

教えたりし、そういう具体的な方法を示し、学年によってその内容を変えてやっています。これについても、年々、所管課がしっかりと推進をしておりますので、各学校で周知徹底が図られているところでございます。

○岸部会長 ありがとうございます。沖委員、どうぞ。

○沖委員 周知啓発についてなんですけど、何か1週間ぐらい幅を持たせてイベントをいろんなところでやるというのは必要だと思うんですね。1日だけぼんとやっても広がらないですし、動物愛護週間とかもあるじゃないですか。あれも週間でやっているの、ちょっとこれも1週間とかいろんなところでいろんなイベントをやって、何の何をやっているかということ実はこども基本条例についての理解を深めるイベントなんだよと、知ってどうなるのということちゃんと分からせたい。どうせやるなら、知ってどうなるの、どういう役に立つのというのが分かるイベントにしないと結局意味がない。こどもたち、生きる権利があります。具体的に何してくれるのというのは多分言われても分からない。そういう具体的なことをやりつつ、1週間何かこういうことがあったらここに連絡するんだよという知恵を授けるとか、どこか場所に結びつける、そういうのが必要かなと思います。なので、記念日を制定するのは賛成ですし、でも1日だけ、例えば明日は文化の日ですけど、「文化の日って何？」みたいな、そういう記念日になるんじゃない意味がないので、こういうことをやっていて、これを知って、こうなるとあなたはもっと幸せになるよみたいな、そういう具体的な活動ができる1週間で周知啓発というのはできるんじゃないかなと思います。

○岸部会長 ありがとうございます。記念日というよりは週間、そういうような御意見でした。具体的なイベントとかそういうことはまた後の問題になると思いますけど、そういうことの可能性を考えれば、1日ではなくてということだと思いますね。

○沖委員 記念日も必要ですけどね。

○岸部会長 記念日そのものを否定するわけではないということですね。この間のシンポジウムには皆さん参加できたのでしょうか。僕は大幅な遅刻をしたので。

○沖委員 行きました。孫がいたからあまり聞けなかったんですが、たくさん人が来ていました。

○岸部会長 中学生たちも出ていて、なかなかいいなと思いましたね。ああいうようなことがまた繰り返し行われるといいんじゃないかなと思いますけれども。そういう可能性も含めて何らかの形で、記念日なのか、記念日と週間なのか、週間だけなのか、そういうような御意見が出ておりますので、そのことを受け止めていただくということで、周知についてはそれでよろしいでしょうかね。

今、学校現場で子どもの権利条約とか、そういうことについての授業はあるんですか。小学校とか中学校で。

○八斗課長 大きく言うとすごく堅くなってしまうんですが、社会科の中で基本的人権の尊重という、そういうところから派生して子どもの権利条約の学習を取り上げるということはございます。

○岸部会長 ありがとうございます。そういったことなんかも、このこども基本条例の周知啓発とも関わってくるのかなと思いますけれども。こどもたちの生きる権利というか、今、教育自体、生きる力を養うという、そういう方向で行っているわけで、生きるってどういうことなのか、生きる権利ってどういうことなのかということをごどもたち自身が自覚していく、そして思春期ま

での間にそういったものをしっかりと自覚して喜びを持って生きるということ、自己肯定感に包まれていくということはすごく大切なことになっていると思います。そういうことを啓発する、非常に大切なことかなと思っています。周知啓発は、意見としてそういうふうにとまとめられればよろしいでしょうか。

それでは、また元に戻って、そのほかの部分についてさらに深めることができればと思いますが、いかがでしょうか。

○八斗課長 すみません、ちょっと付け足しします。子どもの権利条約についてですけれども、教育職員課が作成したリーフレットを、毎年配布しております。そのときに、担任からそれぞれの学年における指導があるということを付け加えます。

○岸部会長 ありがとうございます。リーフレット、御覧になった方いらっしゃいますかね。

○松島委員 授業の一環で使っています。

○岸部会長 大学でもちゃんと扱っているようです。

○松島委員 「生命（いのち）の安全教室」の中で、それが活用されているということになります。

○岸部会長 ありがとうございます。では、そのほか、どこでもよろしいので御発言ある方はいらっしゃいますか。どうぞ。

○沖委員 すみません、これはちょっと興味なんですけど、千葉市としてはどのような前文を書かれるのかなというのがすごく興味があって、このピンク色のファイルを拝見すると、各自治体の様々な前文があるんですけど、相模原市などは、相模原の自然環境とか歴史とか文化とか、そういうものをすごく前文に出して、分かりやすい言葉で書いているんですね。結局、私たちのように昔子どもだった大人が、今、サポートが必要な子どもたちに向かって、どういう大人になってほしいかという希望が前文に出てくると思うんです。堅い言葉で書かない。なぜなら条例が堅い言葉になることを予測して前文は分かりやすい言葉で書くということではあったんですけども、千葉市の方々としては、子どもにどういうふうに育ててほしいという気持ちを持っておられるのでしょうか。それが前文に出てくると思うんですよ。私は寛容で、お互い楽しく、気兼ねなく助けていける社会、そういう大人になりたいと思っているし、子どもたちにも、まちで倒れている人がいたら、どうしたんですかと声をかけられるような安心感を持てる社会、そういう大人になってほしいのかというのを、千葉市の方々が持っていらっしゃるのかをお伺いしたいです。

○岸部会長 前文をつくるのはこの子ども基本条例検討委員会、事務局ですね。

○宮葉課長 子ども企画課でございます。前文につきましては、正直なところ、まだ検討に至っていない段階です。さまざまな市の状況を見ながら、参考にできるものは参考にして、なおかつ、こういった検討委員会での委員の皆様のお意見を踏まえまして今後考えていく形になりますが、恐らく来年3月に条例素案という形、ちょっと骨子を肉づけしたものを御提示する予定ではあります。そのときにはその前文についてもある程度のは示せるのかなと思っています。

○沖委員 すみません、具体的に教育委員会のお二人と、あと宮葉課長と、どういう大人に育ててほしいと思いますか。個人的な意見で結構です。

○八斗課長 例えば、千葉市の教育目標である、夢と思いやりをもって未来を切り開く子ども、そういったような形で目標を掲げています。そういうような子どもを育成していく、そういう大人になってほしいというふうには思っていますので、個人的にはなく、教育委員会としてという

ことになります。

○**沖委員** すみません、夢と……。

○**八斗課長** 目指すべきこどもの姿、「夢と思いやりの心を持ち、未来を拓く子ども」です。

○**岸部会長** ありがとうございます。この総則部会の中で、未来を切り開くために今の権利といいますが、今ある存在ということ大切にしていこうというのが検討部会でも出ておりますし、本委員会でも出されていることなので、それをうまく汲み取ったような形で前文をつくっていただくといいなと思いますね。

これはどうなのでしょうね。条例の文言というのは、ですます調なのか、である調なのかということと、こどもたちが、例えば5・6年生ぐらいになって読むと少し分かるような文体を考えていくのか、これももしかすると、部会というか全体の委員会の中でどこかで話していく必要があるかもしれないですね。こどもたちのための条例であれば、こどもたちが理解できる言葉を選んでいくというのは大事かもしれないですね。今、相模原のその努力が見えますね。実際には分からないことかもしれないけれども、大人たちが一生懸命こどもの気持ちになって書いているんだという。例えば、日本国憲法について学ぶのは6年生ですかね。6年生ぐらいが興味・関心を持てるような文言を使っていただくといいですね。

いかがでしょうか。無理に御意見を出す必要はないと思いますけど、せっかくの機会ですので。

○**宮本委員長** おとといですか、千葉市教育委員会主催で教頭先生へのコンプライアンス研修というのがあって、私、講師で伺ったんです。数か月前は校長先生レベルの研修会ということで、同じ研修名ですけど、数か月の間に私の頭の中が大分変わってきたものですから、大分違う形でお話をしました。まさにこのこども基本条例の話だったんですけど、そのときに感じたんですけど、やっぱり、これって市の委員会でこういうことをやっていますけど、先生方に十分に理解していただかないとまずいなということを強く感じました。

特に、まだこれは議論になっていないんですけど、こどもの人権オンブズパーソンとか、あるいはコミッショナーをどうするかという話がこれから出てくるんですけど、今、全国の自治体では既にやっているところがいろいろあって、その事例がまとめられて、日弁連の子どもの権利委員会から冊子が出ているんですよ。その中から2つの例を紹介させていただいたんですけど、紹介しているうちにだんだん、もし千葉市にコミッショナーとかができたときに、とりわけ一番影響するのは学校現場だと思うんですね。学校で、1つは例えばアンケートを年に2回オンブズマンが取ったと、そうしたら生徒たちからいろいろな意見が出ただけけれども、あるクラスで、非常にクラスの雰囲気がよくないという訴えが出てきた。それでオンブズマンが生徒と学校側の間に立って、こどもの声をよく聴きながら、学校と対立するという立場じゃなくて、うまく橋渡しの役をしながら解決をしていくということで、最終的にこどもたちは自分たちの言いたいことは十分に聴いてもらっていると。それで生徒たちも、単に雰囲気が悪い、ざわざわして全然勉強にならないと訴えていたんですけど、やっぱり教室をよくするのは自分たちも主体者なんだよということをオンブズマンが伝えて、だんだんよくなって、学年末にはおのずとよくなっていったというような例——これは国立の例なんですよ——とか、そのほか長野県の例で言うと、クラスの中でいじめゲームがはやってしまって、3分の2の生徒がそれに参加して、そのうちに1人の生徒がその標的になっていったということで、それをどう解決するかということなんだけ

ど、最終的にその犯人が特定されてしまって、特定された生徒が非常に不当であるということで、それを松本の子ども権利相談室ですけど、コミッショナーですよ、これが学校に入りながら、生徒たちに全部意見聴取しながら、最終的に解決をしていったということで、いじめられた子も、いじめっ子だと言われた子も、両方とも不登校になっちゃって、そういうものなんですけど。でも、これって学校の教育委員会はもちろんですけど、先生方がこの議論に参加せずに市のレベルで決めてしまうということになると、誤解もあるし、学校の先生方としては、何か自分たちの敵がまたもう1人できたみたいなの、そういうふうになる可能性はあるなと思うんですよ。

だから、これをやるのだったら、先生方にも参加していただいて、よく納得したうえで、これをやるのが子どもだけでなく全体としてよくなるんだということを十分に納得できるようにしないとまずいだろうなということをごく思いました。

これは学校だけじゃなくて、そのときお話しした養護施設の問題、これは私ずっと関わっているものですから、児童相談所と一時保護所と養護施設ですよ。ここなんかも、子どもの権利ということからすると、この条例ができたならもろにかぶるわけですよ。今まで子どもたちには何の説明もしなかった、何の意見も言わせないで、大人たちだけで決めていたという現実があって、入ってきた子に、ここにも高校進学もできるし、大学進学もできるんだよということも全く情報を与えていない施設が大半だというのが現実なんです。これを入ったときに全部情報を与えなければいけないということですよ、この精神って。

それで、さっきのプライベートゾーンの問題なんかも、進んでいる養護施設は、最初に絵を描いて、こういうところを触るといのはいけないだよと、あなたの人権侵害だよと教えているんだけど、教えている施設はうんと少ないと思うんですよ。

だから、これ、条例にするということは、養護施設関係とか児童相談所とか一時保護所も、本当に納得するものでないと、スタートしたけれど反発ばかりになるか、絵に描いた餅のままになる、そういう感じがするんですよ。だから、それを来年1年かけてどうするということがあると思うんですよ。

あとはもう一つ、この間、民間団体がシンポジウムをやって、私、そこのメンバーなものですから、それで、この千葉市の子ども基本条例と、そこは社会的養護の支援活動をやっているものですから、社会的養護に関わる今度の条例がどうかということで私がお話しさせていただいて、ここの田村委員とか2人が部会のお話をしたんですよ。そうしたら、あと参加者の方が60人くらいいて、感想文を見たらすごく書いてくれていたんですけど、1つ、とても重要だと思ったのは、千葉市がこんな作業が始まったって一度も聞いたことがないと、それでこんな重要なことを知らないままに市が進めるということはちょっと問題じゃないかというふうに言われて、集まった方はみんなとても熱心な人たちだからなおさらそう思うんですね。やはりこれ、さっきの広報じゃないですけど、やっぱり市民にどれだけもっと広報をするか、参加してもらおうかということは、とても大事だなというふうに思いました。

会場の方は、千葉市が取り組むということはとてもいいことで、ぜひやってほしいと、だけど、とにかく知らないよと、聞いたことがないよと、そういうことでした。

○岸部会長 松島委員、どうぞ。

○松島委員 中身の無い質問なんですけど、手っ取り早くこういうことをやっているということ

学校の教員の方や市民の方にもなんですけど、周知するということはどれほど難しいことなのか、ちょっと自分の想像力の達するところではなくて、こういう条例をつくっているよということはもちろんホームページには載っていると思うんですけど、それでは恐らく——学校関係者の方は当事者になると思うんですね。こどもも、少なくとも今小学校にいる子たちは確実に当事者になる。その中で今それを伝えるということのハードルの高さというのは、自分の世代で言えば、何かネットに書けばいいんじゃないのとか、「ツイッター使えば？」というような反応なんですけど、そのハードルの高さというのが実際問題どれくらいなのかということをお聞きしてもいいですか。

○岸部会長 基本的にこれは公開している会なのだけど、それが広報されているかという話だね。

○松島委員 そうです。

○宮葉課長 こども基本条例検討委員会の委員の皆様は、公募のときもホームページや市政だより等で周知しておりまして、多分それを御覧になって公募いただいたのかなと思っているんですけども、シンポジウムにしても、アンケートにしても、市が持っている媒体、いろんなものを活用しながら周知・広報はしているんですけども、なかなかそこに目に触れながら引っかけられないのか、そもそもそういうところの関心がまだまだ醸成されていないのかということころは、これからちょっと分析しないといけないと思うんですけども、そういうことを踏まえて、この間のシンポジウムに100人以上の御参加をいただいたんですけども、なかなか最初は出足が悪かったですね。検討委員会の委員の皆さんにいろいろお声がけをさせていただいて、お知り合いの方にお誘い合わせの上ご参加いただくなど、そういうこともありましたので、広報の仕方についても、これからさらに効果が上がるようなことを検討していかなければいけないと同時に、単に広報するだけではなくて、いろんな多くの方に関心を持っていただくような何かを考えていかなければ、実際に条例をつくってもそれを知らないという人も大分出てくるとは思いますので、条例制定の過程、条例制定後も、不断に取り組んでいく必要があるのかなと思います。

○岸部会長 皆さんを前に申し上げるのはあれだけでも、意外とみんな行政のやっていることは関心ないんですね。ほんと気の毒だなと。法律だって、例えば我々に身近な道路交通法だっどこまでみんな分かっているかという話になるわけで、それが市民のレベルという話になってくると、関心のある人となない人のこの差というのはものすごくあると思いますよね。この間は傍聴人がもっといたんですけども、今日はお一人なので、ちょっと気になったりもする。しかし、今のは重要な内容だと思いますね。特にこどもの権利に関わることですから、それから宮本委員長が御指摘くださった当事者の現場の人たちがどれだけ関心を寄せられるかということ。

○宮本委員長 教育委員会で、校長、教頭ではなくて、先生方の研修会というか、条例ができる前の段階でちょっと意見交換して共有できればいいと思いますね。先生方がどういう感じでいられるか、それはすごく大事なことで、大歓迎という先生もいらっしゃると思うんですよ。だけど、ユニセフが、去年ですかね、子どもの権利条約についてどのくらい先生方が御存じかという調査を500人くらいにやっていますよね。そうしたら、かなり問題になった。間違った回答の先生が結構、例えば権利と義務で言うならば、義務を果たしてようやく権利だよというのに正しいという回答をした先生が3割なんですよ。意見を言うなら義務を果たしてから言いなという、これなんです。これは完全な間違いですよとユニセフが説明しているんですけど。

○岸部会長 これは、世界中で？日本で？

○宮本委員長 日本の現場です。

○岸部会長 反論をどうぞ。

○八斗課長 今、先生がおっしゃったところでございますが、教育委員会としてやっていることをちょっと説明しますと、初任者に人権の研修を必ず5月に実施しております。やればいいというものじゃないというのは重々分かっているんですけども、しっかりとやっていますよということ、そしてまた各学校には人権教育担当者というのがいます。その先生方に、人権教育の考え方等についての研修も6月に行っております。そして、さっき宮本委員長がおっしゃいましたけれども、7月の暑いときに管理職の特別研修というような形でやって人権意識について研修しているところでございますが、今お話を聞くと、まだまだということで、さらに頑張らなければならないと認識したところです。

○岸部会長 こども企画課長。

○宮葉課長 今の取組は教育委員会独自の取組ですが、こども基本条例の制定に向けての取り組んでいる我々こども未来局として、今後もこれまで以上に教育委員会と連携を取って、この条例の制定に向けて取り組んでいる内容ですとかそういったものを、どうやれば現場の学校の先生に広げられるかということも一緒に考えていきたいと考えておりますので、まだまだどこまで効果が出るかということでは分からないんですけども、そこを条例制定に向けて、これから取り組んでいこうというふうに考えています。

以上です。

○岸部会長 ありがとうございます。私の場合は幼稚園ですので、幼稚園の教員という、教育という概念が、日本の培ってきたものはやっぱり教え込むというところで、つまり、教師が上、生徒が下という発想が、ある意味必要な部分なんだけれども、幼児期の保育の現場でどこまでそれが必要かということ、むしろ、こどもたちの持っている力を引き出していくという、そういった部分が、どうしても特に初等教育の中で欠けていたかなということは、自己反省的に感じてますね。そういったところが権利と義務の概念でもちょっとおかしな話になっていくんじゃないかなというようなことで、道徳の教科化のときにそれが悪い形で出なきゃいいなということを少し感じておりました。

エデュケーションとは何かということですね。エデュケーションの訳に教育という言葉を使ったことがよかったかどうかということも、自己反省的に見直していかなければいけない、特にこのこどもの権利ということ考えたときに、今までしてきたことが本当によかったかどうかということなどをどこかで反省的に見る必要があるかなと思いますね。

ただ、一方で、宮本委員長が先ほど御指摘なさった学校現場にプレッシャーを与えるようなことになっては——どうなんですかね、学校教員なんかかなりプレッシャーになっているところもある、千葉市はそんなことないのかな、よく地域と学校が連携しているので大丈夫かなと、私も評議員の1人なのでプレッシャーを与えている側かなと思いつつ発言していますけれども、こどもたちを主体に置きながら、地域と学校、行政が協力していくためにこういったものが制定されていくということと一緒に考えていければいいなと思いますね。ですから、委員長が、現場の先生とおっしゃったことはすごく大きなことで、何らかの仕方ですらそういうものが持てたらいいな

と思いますね。

この間のシンポジウムほど大きくする必要はないと思うけれども、例えば、現場の先生に委員会に同席してもらって、少し我々はこんなことを考えているよということで意見交換する場があってもいいかもしれないですね。これはちょっと総則部会の範疇を超えたことになるので、本委員会のほうで考えていただければと思います。

さて、いかがでしょうか。大分総則部会の範疇を超えたような、しかしまたそういったことが総則や前文に関係する内容にもなっていると思うので、重要な話だったと思っていますが、いかがでしょうか。残り、予定の時間はあと20分なんですけれども、無理に引き延ばす必要もないと思います。もし意見として、今日の時点ではこのくらいでということであれば、一旦閉めて、今後どうするかということをもた改めて考えればいいと思いますけれども、いかがでしょうか。今日の時点ではこのくらいでよろしいですか。

○宮本委員長 せっかく児玉先生がいらっしゃるので何ってもいいですか。さっき養護施設のことを出したんですけど、こどもの権利の問題って、医療の世界もそうなんですよね。というふうに言われていて、こどもの場合はかなり丁寧に扱われている感じはするんですけど、でも、いろいろと漏れ聞くところによると、例えば、医療の現場で、親と医師だけで話して、こどもには全く話をしない。先生はこどもの顔も見ないとか、そういう話もあったりして、このこどもの権利の精神というのは、医療であろうと教育であろうと福祉であろうと、それから商業施設であろうと、あらゆるところでこどもが意見を求められ、意見を言うためには、その情報が与えられ、意見を言えるための教育訓練も行われという精神なんですけど、だから、医療なんかどうなのだろうなというふうに思うんですけどね。

○児玉委員 言われてはきていますが、実際、医療でその意識づけというのはやっぱりなかなかそう浸透していったいないというのが、こどもの顔、意見はむしろ聞かないで親としゃべっちゃうというのは一般的になってしまっているのを、そこを変えていこうとは言われてはきていても現場ではあまり変わらないというのが現実かなと思っています。

○沖委員 それは何歳ぐらいのときですか。

○児玉委員 そもそも小児の医療は小さい子が多いので。

○沖委員 15歳までですか。

○児玉委員 15歳というか、幼稚園とかそれぐらい、小児科に来る子というのは基本的にはそうなんですよね。だから、そこをどこまでというのはもちろんあるんですけど、でも、中には重たい病気を持っている中学生の子とか、小・中学生ですね、そういう子がいらっしゃるので、そこに権利の主体は本人にあるということを、どうしてもそこがおざなりになってしまうというのが、我々、私も含めて気をつけなければならないところだなとは思っているんですけど、それを啓蒙するような活動とか、しっかりとしたものはないと考えていいかなと思っていますので、それに盛り込むのはなかなか難しい話ですね。

○岸部会長 非常に難しい問題ですよ。大人でも理解できない医学用語とかあるので、こどもたちにどう伝えていいとか、こどもの選択権というのを、いのちに関わることについてどこまでこどもの意見を尊重していくかという話になってくると……。

○児玉委員 そうですね、実際は現場では例えば小児がんの子たちに、大人だったら今全部告知し

て生き方を選んでいくんですが、そこがどうしても、どこからこどもにはそこを伝えてとか、伝わらないまま人生の最期をこどもが迎えることになることもあり得るとか。でも、それを理解して考える、精神発達段階に達していない場合とか、いろいろ問題はあるので、そこを医療の現場ではどうするか、いろいろ議論は出ていても……。

○宮本委員長 この間、私が関わったシンポジウムで出ていたのは、フランスの、少子化対策を克服したと言われていたんですけど、この権利問題って非常に徹底しているという事例で、新生児の赤ちゃんに医師が注射をするときにまで、普通は分からないと思う状態にあるのに、その医者が、ごめんね、痛いけどね、でも、この注射をすることはあなたにとってこうということをきちんと説明するために時間を取るといわけなんです。それで、3歳くらいになるとかなり分かりますよね。とにかく怖いとか痛いとかってこどもは思っているわけだから注射したくない。そのときに医者がちゃんと時間をかけて、この注射はなぜやるのか、ちょっと痛いけれど、でもそれによってあなたがどういうふうな形で救われるのかということもきちんと説明するというわけですよ。だから、フランスのこどもの権利の問題というのはかなり徹底しているということ、今すぐ評判になっているフランスの子育てという本があって、その書いた方というのが日本人なんだけど、向こうへ行って10年以上ソーシャルワーカーをやっていて、日本でもやっていたんだけど、日本でやったソーシャルワークの世界とフランスがあまりにも違って書いていますけれど、1つは、0歳の子にそれを言っても分からないかもしれないけど、それがスタートというか、こどもと接する態度を変容させるために。それは全ての世界にあると思うんですよ、日本で。

○岸部会長 最近ではマスク問題ですよ。学校現場でマスクをどうするかという、幼稚園なんかでもそうだったけど、かなり丁寧に僕はこどもたちと話をしたけども。うちはずっとさせたんですよ。なぜさせたかという、これをするによって外遊びのときもそばに寄って一緒に砂場で遊べるよという話なんです。それに対して反対の意見ももちろんあるんだけど、そのあたりをどこまでするかという問題。

○宮本委員長 そのフランスの3歳のときなんかはそこまでフルで話して、それでも嫌だと拒否してるんですけど。ところが、それから30分、こどもは注射なんて話なんかなかったかのように本を10冊くらい読んで、終わった途端に、自分でまた先生のところに行って、自分で上着を脱いで、手をこうやって、やると言ってやったという、要するにこどもって分かるんだという話。でも時間はかかるという、そういう……。

○岸部会長 現場でそれをやれと言ったら怒られるだろうな。

○児玉委員 昔は暴れないようにタオルで巻いて強制的にやっちゃうとか、それが今は、そもそも親も引き離して、医療者だけでやっちゃっていたのを、不安な思いをさせないように——そういうときに親がいると医療者としてはやりづらかったりするわけなんですけど、そういうふうにな不安な思いをさせないような配慮とか、納得をしたところでできるまで待つ、確かにそこらへんのこと、できる限りのことは頑張っています。3歳でもそうですね。ただ時間がないというのは確かです。

○岸部会長 そうですよ。3歳児の接種のところなんかで30分かけて1人ずつやっていたら暴動が起きちゃうね。

- 松島委員 学校とかでも、ちょっと変わるかもしれないんですけども、障害を自覚しているという子どもと、親が通わせたくないというのは難しいところで、親の決定権で通常学級に通わせたい親、あと国際系だと、今いろんな保護者の方が外国語しかしゃべれないだとか、あとミックスの子どもたちとかというのが、本当はそういうクラスに入るという選択肢もあるんだけど、日本のクラスに入れられてつらい思いをすとかというのも、そこも子どもの権利というのがある程度無視されやすい部分ですね。
- 宮本委員長 あと親の離婚のときに子どもにどういう対応をしているかって、これも子どもの権利が確立しているところはきちんと説明するわけですよ。日本は親の離婚は親たちの問題であって、子どもは外に出されて何もしないで、突然親が1人ずつ子どもを引っ張って別れていくという、それが横行しているんだけど、子ども基本法ができて本気でやるということになれば、親の離婚に際して法務関係は何をしなればいけないとか、役所はどうしなればいけないとか、それが全部変わるはずなんですよ。だから、子どもの権利というとなんか学校教育だけの問題みたいな矮小化した話になるんだけど、そうじゃないんですよ。広い視野でこの問題って考えないといけない。
- 岸部会長 どんどん話が広がってきまして、事務局に全部この後丸投げみたいになったら申し訳ないと思いますけれども、しかし、フリートークでしたけれども、非常に有意義なトークだったと思います。いかがでしょうか、まだ話し足りないかもしれませんけれども。弁護士の関わりなんか変わってくるかもしれないですね。今の離婚問題なんかになったときに、子どもの意見を代弁してくれる弁護士が必要になってくるかもしれない。
- 宮本委員長 そうですね、弁護士や、法務関係の人が子どもに接する言葉のかけ方も変えなきゃいけないわけです。
- 沖委員 すみません、全然関係がない質問なんですけど、児童相談所に弁護士を設置するというのは決まりになるんですか。千葉市の児童相談所に弁護士は配置されていますか。
- 宮葉課長 されています。
- 沖委員 最近ですかね。
- 宮葉課長 常勤か非常勤かは確認しないと分からないですけども、配置されていることは配置されています。
- 沖委員 何か弁護士事務所に勤めている知り合いが、日弁連のいろんなチラシとか来るんですけど、常勤の弁護士がいるとやっぱりすごく話が早いとかスムーズ。こういうときはこう、ああいうときはああ。常勤だから一般の職員と話をする。そして現場にも立つ。すごくそれは重要だと思うんですけど、ただ、先ほどの宮本委員長のお話も全部この4ページの周知啓発にすごく関わるなと思うんですけど、ここ、広く市民の理解を深めるためにとあるんだけど、これは市民の中には先生も含まれるし、弁護士も含まれるし、みんな含まれるわけじゃないですか。やっぱり、それぞれの責務に対して発していく、それもこの中に含まれるとすごくいいですよ。
- 松島委員 川崎市の14ページの一番上に職業が全部網羅されていて……。
- 宮本委員長 市民一般じゃなくて、ちゃんと専門職としての責務を書いている。
- 松島委員 職業集団が入っている。
- 岸部会長 本当だ。13ページから14ページですかね。

- 松島委員 国連の書簡ではそうなっているというふうな書き方ですね。
- 宮本委員長 子どもの権利条約に、国連として5年に1回ですか、勧告がありますよね。一番新しいのは2019年の勧告なんですけど、たしかその勧告の中に今言ったような専門職、こどもに関わる仕事をしている専門職の徹底した教育・研修が引き続き必要だというふうに、日本に対して勧告しているんですよね。
- 沖委員 じゃ、この周知啓発のところに専門職への啓発ということも入れる。
- 岸部会長 こどもに関わる専門職。
- 沖委員 それをうたうと結構強く行けませんか。
- 岸部会長 ありがとうございます。フリートークの中から周知啓発のところに关わる内容が出てまいりました。
- それでは、お約束の時間になりましたので、今日の総則検討部会をそろそろ終わりにしたいと思います。事務局に戻してよろしいでしょうか。じゃ、事務局にお戻しいたします。
- 宮葉課長 ありがとうございます。今日のまとめというか、確認なんですけれども、前回、そして今回の会議でいろいろ御意見いただいたものを、今日お配りした資料のように、項目ごとに部会の意見を参考に集約した形で総則検討部会意見（案）として整理させていただいて、それを委員の皆様にもメール等でお送りして、それで御確認いただいて、ここはちょっと付け加えたほうがいい、ここはちょっと修正したほうがいいというような御意見をいただいた上でまた調整をさせていただくという形でよろしいでしょうか。
- 岸部会長 すみません、かなりまとめるのは大変だと思います。お願いしてよろしいでしょうか。
- 宮葉課長 では、そういう形で、事務局のほうで整理させていただいたものを御確認いただくという形で、取りあえず第3回の部会というのは保留というか、今日の確認状況を見て、必要であれば開催させていただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。
- 岸部会長 皆さん、それでいいですね。よろしくお願ひいたします。
- 宮葉課長 ありがとうございます。
- 佐久間補佐 以上をもちまして令和5年度第2回千葉市こども基本条例検討委員会総則検討部会を閉会いたします。委員の皆様方、本日はどうもありがとうございました。

以上

※発言等の一部につきましては、必要に応じ本人に了解を得るなどした上、趣旨を損なわない範囲で修正しております。